有機塩素系化合物（地下水汚染）水質調査の採水地点数削減について

資料1

○ 平成元年に新町地係の井戸から環境基準値（0．01mg／L以下）を超える量のテトラクロロエチレンが検出された
○ 対応策として ①汚染土壌の排出 ②生活飲料水用としての仮設水道の設置 ③仮設ポンプでの汚染水排出 などを実施してきた
○ 18地点において、1年間で4回の水質検査を継続して調査を実施してきた
○ 継続調査の結果、環境基準値以下であり、落ち着いた結果を示してきている地点の水質調査を終了する

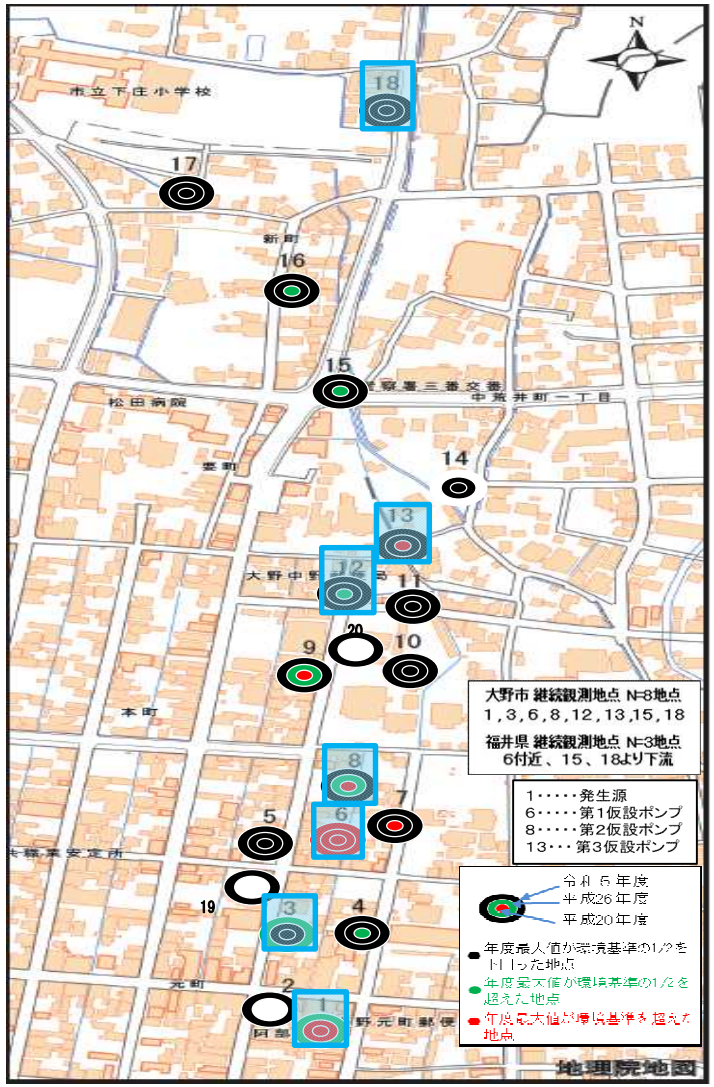

定期水質調査内容の変更（案）

◆ 令和7年度から大野市が継続観測している地点数を下記のとおり削減する。

18 地点 ⇒ 7 地点

- **継続 7地点 1，3，6，8，12，13，18**
- 終了 11地点 2，4，5，7，9，11，15，16，17，19，20

◆ 1年間に4回実施している調査の回数は変更はしない。
◆ 7地点において異常値が確認された場合は、専門家などから意見をいただき、調査（地点・回数）などを検討する。
※仮設ポンプ3台（6，8，13）による地下水の汲み上げは継続実施

終了地点対象者及び該当区長からの意見

	意見なし	意見あり
区長（5）	4	1（削減案を諮問することは同意）
対象者（11）	10	1

○意見あり
・7地点の調査を継続しつつ、5～10年に1度位は調査をしてほしい。（区長）
・発生源の付近であるため、もうしばらく年4回の調査をしてほしい。（対象者）

○意見なし
・年間の回数を減らすことも考えてもらってもよい。区民からそのような意見も出ている。（区長）
・調査について、数年前から区長に対して「年4回も無駄ではないか。早くやめたほうがよいのでは。」ということを伝えていた。（対象者）